

## 放課後等の過ごし方【平成 31（2019）年度】

### 学童保育

小学校児童で、放課後帰宅しても保護者が就労などの理由で家庭にいない場合に、遊びと生活の場を与えて、児童の健全な育成を行うことを目的とする制度です。保護者の就労等の状況により、1年（4月～翌年3月）ごとに利用承認をする「通常利用」のほかに、1日単位で利用する「一時利用」、夏休み期間に利用する「夏休み利用」の3種類あります。事業の内容はいずれも同じです。

児童館の一般利用と合わせて、以下を参考にしてください。

### 児童館の一般利用

放課後、帰宅してから児童館へ自由に来館してご利用いただく方法です。

夏休み期間などは、お弁当を持参し一日中過ごすことができます。児童館から学校のプールや行事に直接行くこともできます。学童との違いは、出欠確認とおやつ提供がないことです。（おやつ持参可）児童館での遊びや各種イベントなど、学童のお子様と一緒に参加することができます。

### 《学童保育一覧》

	学童保育 (通常利用・夏休み利用)		学童保育 (一時利用)	児童館の 一般利用
<b>利用期間</b> * 日曜・祝日 年末年始はお休み	《通常利用》 4/1～3/31 (年度)	《夏利用》 7/21～8/31	1日単位	日曜・祝日 (5/5は開館) 年末年始を除く <b>毎日</b>
<b>利用できる方</b>	区内に在住又は在学する小学校 1年生から6年生の児童で、 保護者の就労等により放課後に 保育が必要な児童。 * 保護者の帰宅が午後5時以降の 場合は延長利用可。		左記の他に、学校行事や一時 的な通院などでもご利用いた だけます。 * 美容院や映画鑑賞など、保護者 個人の予定であって、変更可能な 予定の場合はご利用できません。	小学生・中学生
<b>利用方法</b>	申請書(裏面調査票)に就労証明書等 必要書類を添付して利用を希望する 施設へ提出。 * 審査の上、各施設の利用定員まで受 け入れをします。定員超過により、利 用をお待ちいただく場合があります。		利用を希望する施設へ申請書 (裏面調査票)を提出。 * 就労証明書等の添付書類は 不要です。 * 原則受付順で、1日の受入可 能人数までお受けします。	利用日に、児童館受付 で来館者名簿に利用者 名を記入。 * 初回に「児童引取人 登録書」を提出してく ださい。
<b>申請期間</b>	《通常利用》 11/7～12/5 * 空き状況により、年度 途中の申請・辞退もでき ます。	《夏休み》 6月上旬 * 5月中旬に区 報・ホームペー ジ等でご案内し ます。	《一時利用》 利用日の属する月の前月1日 から利用日の3日前まで。 * 緊急の利用等は施設へ相談。 * 翌月の利用分(1か月分)を まとめて申請できます。	なし
<b>開館時間</b>	下校時から午後5時まで 学校休業日・夏休み期間は午前8時30分から午後5時まで 延長保育は午後5時から午後6時まで(土曜日を除く) * 運営委託施設では午後7時まで(延長料金別途)			午前9時から午後5時 まで * おおたっ子ひろばは 午前8時30分から
<b>利用料金</b> * 延長料金は 午後5時～6時ま での料金です。	《通常利用》 月額5,000円 延長1,200円加算	《夏利用》 期間6,000円 延長1,500円加算	《一時利用》 午後6時までの延長時間含み 1日(1回)600円	<b>無料</b>
	* 午後6時から午後7時までの延長利用は別途料金がかかります。			
<b>こんな方におすすめ!</b>	保護者の帰宅が遅い方や、フルタイム就労等で週の半分以上学童保育を利用される方。	学校のある日は、お子様が帰るまでお仕事をしている方など、夏休みだけ利用したい方。	週に2、3日の就労の方、通院や介護など一時的に必要な方、お子様の習い事等で「通常利用」の欠席が多くなってきた方など。	保護者の就労要件などはありません。児童館で遊びたいお子様は、いつでもどうぞ!

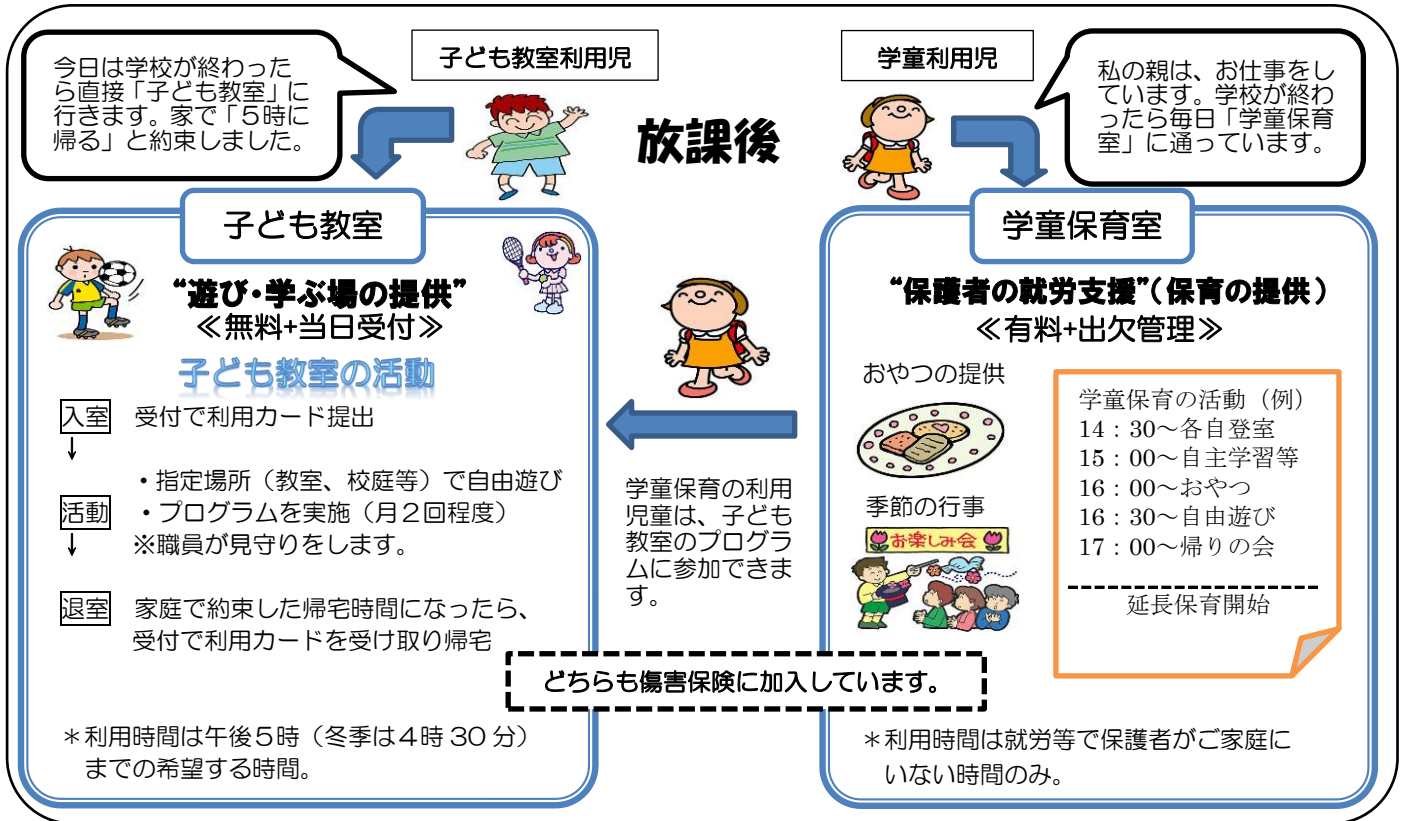
\* 放課後子ども教室は裏面参照。

## 放課後子ども教室について

放課後子ども教室は、小学校の教室等を活用し、支援員のもと、放課後の児童の安全・安心な居場所を提供するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育むことを目的として、教育総務課において実施している事業です。平成31年度は入新井第一小学校・大森第四小学校の2校を除く、全ての小学校で実施する予定です。

\*新1年生は平成31(2019)年5月初旬から利用できます。

## 学童保育と子ども教室の利用イメージ



学童保育と子ども教室の利用時間・利用方法にあたっては以下の違いがあります。

		子ども教室	学童保育室
対象者		小学1年生～6年生	
申請等	利用条件	当該校の在籍児童	保護者の就労等 (学校内施設は当該校に在籍児童)
	手続き	申込書を提出→登録 (新1年生は4月以降にご案内します。)	申請→審査→決定 (就労・学年等の選考基準あり)
	利用料金	無料	5,000円/月(延長+1,200円/月)
実施日利用時間	平日(3月～10月)	放課後～17時00分	放課後～17時00分 (延長保育あり)
	平日(11月～2月)	放課後～16時30分	
	土曜日	なし	8時30分～17時00分
	(夏・冬・春休み等) 学校休業日の平日	※実施(開室)施設のみ。 <b>出雲小学校は実施しています。</b> 8時30分～17時00分 (冬休みの平日は16時30分まで)	8時30分～17時00分 (延長保育あり)
利用	受付・利用方法	①利用カードを提出 ②受付簿に氏名・入室・退室時間記入	職員が入室・退室時間の管理
問合せ先		教育総務課放課後子ども教室担当 Tel.5744-1458	子育て支援課子育て支援担当 Tel.5744-1273

